

地域主権型地方財政のあり方及び
平成22年度の地方財政についての意見

平成21年12月18日

地 方 財 政 審 議 会

地域主権型地方財政のあり方及び平成22年度の地方財政についての意見（目次）

第一	はじめに ～地域主権を確立するために～	1
第二	地域主権型地方財政のビジョン	2
1	地域主権型地方財政を支える地方税制度の確立	2
	（1）地方税の十分な確保	
	（2）国と地方の役割分担に応じた税源配分	
	（3）課税自主権の拡充	
2	地域主権型財政調整制度の確立	3
	（1）新しい財政調整制度の性格と機能	
	（2）総額の安定的な保障	
3	国庫補助負担金改革の目指すべき方向性	4
4	地方債のあり方と地方公共団体金融機構の充実	5
5	財政規律の確保	5
6	国と地方の協議の場の法定化	5
第三	地域主権確立への第一歩としての地方自主財源の確保	
	～平成22年度の地方税財政対策～	6
1	「人間のための経済」の実現を目指した財政需要の適切な把握	6
2	地方交付税の増額と法定率の引き上げによる地方自主財源の大幅な拡充	6
3	地方税の充実強化と地方税体系の見直し	7
4	国直轄事業負担金の廃止による「強制された乗客」からの脱却	8
5	地域主権の範としての子ども手当等	9
6	国庫補助負担金の廃止・縮減	9
7	一括交付金化に向けた検討の視点	10
8	公債費負担の軽減と地方債資金の確保	11
第四	「緑の分権改革」の推進等による自立する地域のサポート	11
1	「緑の分権改革」の推進	11
2	定住自立圏構想の推進	12
3	切れ目のない過疎対策の推進	12
4	自主的市町村合併の円滑化	12
5	財政健全化法に基づく財政規律の確保	13
6	公共サービス基本法に則った適切な公共サービスの提供	14
	（1）公共サービスの効率的な実施	
	（2）住民への適切な情報提供のための地方公会計の整備	
	（3）地方公営企業、地方公社及び第三セクターの抜本改革	
	（4）地方公営企業の会計制度等の改革	
	（5）新しい公共サービスの担い手の育成	
第五	おわりに ～地域主権の確立に向けて～	16
1	地域主権を確立するための基本法の制定	16
2	地域主権の理念に照らした政策判断の必要性	17

地域主権型地方財政のあり方及び平成22年度の地方財政についての意見

平成21年12月18日

地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地域主権型地方財政のあり方及び平成22年度の地方財政について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

第一 はじめに ～地域主権を確立するために～

政権交代によって誕生した現政権は、最重要政策として「地域主権」を掲げている。地域主権を確立するためには、住民に一番身近な基礎的自治体を重視した分権改革を推進し、中央集権制度を抜本的に改めていかなければならない。

こうしたことを実現するためには、地方税財政についても、地方税、地方交付税、地方債及び国庫補助負担金を一体的に見直し、地域主権型地方財政を確立していくことが基本となる。

このような問題意識から、当審議会としては、地域主権型地方財政のあり方について議論を重ねてきたところであり、今般、その結論を得るに至った。

当審議会からは、まず、地方税を質、量ともに充実させ、地方税を中心とした地方財政を構築すべきこと、それと併せ、財政調整（格差是正）機能と財源保障機能を一層強化した地域主権型財政調整制度を構築すべきことなどを「地域主権型地方財政のビジョン」として提言する。

このビジョンに則って、平成22年度の地方財政対策については、「地域主権確立への第一歩としての地方自主財源の確保」として、地方交付税の増額と法定率の引き上げによる地方自主財源の大幅な拡充を軸としながら、地方税の充実を図っていくべきことなどについて提言する。併せて、地域再生のための施策については、「『緑の分権改革』の推進等による自立する地域のサポート」の必要性について提言する。

以下、これらについて詳述する。

第二 地域主権型地方財政のビジョン

1 地域主権型地方財政を支える地方税制度の確立

(1) 地方税の十分な確保

地域主権型地方財政においては、自らの歳出は自らの財源で賄い、受益と負担の明確化を図るという自治の原点に立ち返って、地方税が歳入の中心となるべきである。

さらに、地域社会の再生と地域における生活を守るため、地方自治体の果たすべき役割への期待が高まっており、地方税の十分な確保が不可欠である。

こうした地方税の充実を図るに当たっては、その税目は応益性を有し、薄く広く負担を分かち合う性質のものであること、さらには、税源の地域的な偏在性が少なく、税収が安定した性質のものであることが望ましく、地方消費税や住民税を中心とした地域主権型税制を確立すべきである。

(2) 国と地方の役割分担に応じた税源配分

地域主権型税制は、国と地方の役割分担に応じて地方自治体に対等な課税権を設定すべきである。こうした観点に立って、国と地方の税源配分を5：5とすることを今後の改革の当初目標とすべきである。

なお、税源移譲に関しては、それに対する批判として、三位一体の改革により税源移譲を実施した結果、税源が都市部に集中し、地方との格差が拡大したのではないかという批判がある。しかし、先般の税源移譲は、個人住民税所得割の税率を10%の比例税率化することで実施したため、比較的高所得者が集中する都市部の税収の増加は相対的に小さく、一人当たりの税収が一番多い都道府県と一番少ない都道府県の倍率が縮小する結果となったものである。

(3) 課税自主権の拡充

地方自治体の創意工夫による課税自主権の拡充は、地方財政の充実に加え、地域の多様化に合わせた自治体経営の自律的展開の観点から必要である。

しかしながら、国民の経済活動を包括的に課税対象とし、経済政策と整合性を図りつつ、国・地方を通じた課税水準を法定する現行の税制下では、地方税の超過課税や法定外税による財源確保には自ずと限界がある。

したがって、課税自主権の拡充に当たっては、併せて地方自治体が基幹的な施策を展開するために必要な財源を確保できるよう、安定的に地方税を確保することが必要である。

2 地域主権型財政調整制度の確立

(1) 新しい財政調整制度の性格と機能

地域主権の確立により、地方自治体が一層自立すれば、その一方で地方自治体間の連帯もより強まるものである。したがって、地域主権型地方財政においては、地方税の充実と同時に、適切に財政調整が行われることが不可欠となる。

そのため、地域主権型地方財政を支える、財政調整（格差是正）機能と財源保障機能を一層強化した新たな財政調整制度を創設することが必要である。その際、財政調整（格差是正）機能と財源保障機能は一体不可分なものでなければならない。

地域主権型財政調整制度においては、自立した地方自治体が相互に支え合うという観点から、その財源は地方自治体固有のものであり、かつ地方自治体共有のものであることを明確にする必要がある。そのため、国税の一定割合を直接、財政調整制度のもとにある会計などに繰り入れることとすべきである。

(2) 総額の安定的な保障

三位一体の改革は、地方自治体の一般財源を増やすことがその目

的であったにもかかわらず、結果的には一般財源の削減につながり、本来の改革の目的に反するものであったと言えよう。

三位一体の改革として行われた地方交付税の削減は、地方財政計画、地方自治体に相当厳しい歳出の抑制を要請することを伴った。このことにより、結果として地方経済は大きな負の影響を受け、疲弊するに至っている。

そこで、疲弊した地方を再生させ、個性ある地域づくりができるよう、地方自治体の自主財源を充実しなければならない。

地域主権型地方財政において、地方自治体の財源を充実するに当たっては、安定的な財政運営を行うに足る一般財源を、地方税とともに地域主権型財政調整制度により十分に確保することが必要である。併せて、財政調整制度の基盤となる地方共有の税の水準については、地方自治体の安定的な財政運営のため予見可能性を高める観点からも適切なものとすべきである。

3 国庫補助負担金改革の目指すべき方向性

地域主権型地方財政の確立を図るに当たっては、国が講じている様々な施策について、国と地方の経費負担のあり方を抜本的に見直していくことが必要である。

したがって、国庫補助負担金についても、地方自治体の自主性・自立性の強化を図る見地に立って、その廃止、縮減を図ることなどにより抜本的に見直し、税源移譲をはじめ、地方自治体が自由に使える財源を増やすことに結びつけていくことが重要である。

国庫補助負担金を見直し、平成23年度から一括交付金制度を創設することは、従来の中央集権的な国と地方の経費負担を抜本的に見直す観点からは評価できるものである。しかし、一括交付金も特定補助金の一類型であるならば、将来的には地方自治体の自主財源としての地方税や財政調整制度としていくことを前提とするべきであり、あくまでも過渡的な制度とするべきである。また、真に必要なものを除き、できるだけ速やかに地方税財源や財政調整制度へと移行していくべきである。

4 地方債のあり方と地方公共団体金融機構の充実

地方自治体の起債自主権が確立されるよう、地方債の発行に係る国の関与の見直しが必要である。その際、地方債についての市場の信認やリスク・ウェイトがゼロとされてきた現行の位置づけが維持されるよう十分配慮する必要がある。

また、その場合にも、資金調達力の弱い地方自治体が円滑な資金調達を行うことができるよう、地方自治体の共同資金調達機関である地方公共団体金融機構の財務基盤、貸付規模の充実を図るべきである。

起債自主権を歪めるとの批判もある事業費補正については、地域主権の観点も踏まえ、財政力が弱い地方自治体の事業実施に十分配慮しつつ、地方債の種類や性格に応じて、精査のうえその縮減を図るべきである。

5 財政規律の確保

極めて厳しい地方財政の状況の下、地域主権の確立を念頭に置けば、地方自治体は従来にも増して、自らの権限と責任において透明性の高い、規律を持った財政運営を行うとともに、首長、議会及び住民によるチェックを通じて、自らの地域に対する責任をもつという自治本来の機能を発揮させることが重要である。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「地方公共団体財政健全化法」という。）により公表が義務付けられた財政指標のみならず、その構成要素についても、意義や分析方法などを理解してもらえるよう、わかりやすく分析・公表していく必要がある。

6 国と地方の協議の場の法定化

地域主権型地方財政を確立するためには、国と地方が対等の立場で対話する新たなパートナーシップ関係への根本的な転換が必要であり、「国と地方の協議の場」の法定化を早期に実現する必要がある。

国と地方の協議の場においては、地方に関する制度的枠組や地方の財政の運営に重大な影響を及ぼす事項について、地方自治体の代表と国の代表が協議を行うこととするべきである。

なお、協議の場において、地方自治体が国と対等な立場で議論を行う

ことにより協議の質を高めるためには、地方自治体の側においても、対等な協議の実施を支えるための体制の強化を図ることが必要である。

第三 地域主権確立への第一歩としての地方自主財源の確保

～平成22年度の地方税財政対策～

1 「人間のための経済」の実現を目指した財政需要の適切な把握

三位一体の改革における地方交付税改革により、地方交付税総額が大幅に減額された結果、財政力が弱い団体を中心に、住民サービスの水準を引き下げざるを得ない状況まで生じており、住民の生活保障が危機的状況を迎えようとしている*1。

「国民の命と生活を守る」を第一に掲げる政府としては、このような状況を看過してはならない。

地域住民の命と生活を守るため、地方自治体が行う地域医療の確保、高齢者に対する福祉・介護サービスといった基礎的サービスの確保が可能となるよう、また、地方自治体が、地域の深刻な経済・雇用情勢の実情に応じ、産業振興や雇用創出など地域の再生につながる施策を自主的・主体的に行えるようにするためにも、それらの施策に係る地方自治体の財政需要を適切に把握した上で地方財政計画に積み上げ、所要の一般財源を確保すべきである。

2 地方交付税の増額と法定率の引き上げによる地方自主財源の大幅な拡充

前述のとおり、大幅に地方交付税が削減された結果、地域経済は大きく疲弊している。

更に、昨秋以降の実体経済の落ち込みにより、地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収が継続し、来年度も財源不足額が大幅に生じることが想定されている。

*1 「社会保障制度に関する特別世論調査」（平成20年9月）によれば、社会保障制度に対する満足度は「不満」が75.7%となっている。社会保障制度の中で満足していない分野については、「年金制度」（69.7%）、「医療制度」（56.4%）、「介護制度」（53.3%）、「少子化関連（出産・育児支援）制度」（42.4%）などとなっている。

そのような中であって、地域主権の実現により地域を活性化するためには、地域主権の実現に向けた第一歩として、地方自治体共有の固有財源である地方交付税を大幅に増額することにより、地方自治体の財源を充実していくべきである。

その際、地方財政において、毎年度巨額の財源不足が生じ、地方交付税法第6条の3第2項に該当するという不安定な状況が、平成8年度以降連続14年間続いていることにかんがみれば、地方交付税の安定性を高め、かつ、地方自治体の予見可能性を高めるため、同項に規定する地方交付税の法定率の引上げを行うことにより、財源不足額を解消するべきである。

3 地方税の充実強化と地方税体系の見直し

税制については、「公平・透明・納得」なものとする観点から、特定の者の税負担の軽減等を行う措置等は、その政策目的、効果等を十分に洗い直し、抜本的な整理合理化を図るとともに、その新設・拡充・延長は抑制するべきである。

整理合理化に当たっては、期限の定めがある措置については、その期限到来時に原則廃止すべきである。ただし、その措置について、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」、補助金等他の政策手段と比して「相当性」のすべてが明確に認められる措置に限り、その内容の厳格な絞り込みを前提に、存続させることを検討すべきである。

自動車関係諸税の暫定税率の廃止の検討に当たっては、地球温暖化対策に係る国際的な取組みのなかでの我が国の役割・責任、現下の課題となっている環境税制の導入と「緑の分権改革」の推進なども踏まえた環境問題に係る地方自治体の役割、国・地方ともに生ずる貴重な税収入の減少への対応などについて十分に考慮すると、特に地方環境税の創設をはじめとした地方税源の確保が必要である。

なお、地方自治体の課税権については、国と地方及び地方自治体間の適正な税源配分や各地方自治体の住民負担の均衡を図るため、適切に行使すべきである。

4 国直轄事業負担金の廃止による「強制された乗客」*1からの脱却

現在、直轄事業負担金については、いわゆる「強制された乗客」の問題が生じている。

その問題点の一つは、地方自治体の貴重な財源が直轄事業に配分され、真にその地域社会が必要とする公共サービスに配分されないという点である。もう一つは、十分な事前説明がなく乗せられた上、負担内容が分からないまま負担金の支払いを求められているという点である。この「強制された乗客」から脱却するため、以下の方向で改革を進めるべきである。

直轄事業については、地域主権を確立するため、全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業に限定し、それ以外の事業は地方自治体に移管するべきである。

維持管理費は、管理者負担の原則から、管理主体である国が負担すべきである。また、維持管理費負担金については、地方自治体からも直ちに廃止すべきとの強い意見があるところであり、来年度から全廃すべきである。

現在、国土交通省から修繕費負担金を残すという提案があるが、維持費と修繕費の区分、また、修繕費と建設費の区分が曖昧であることから、修繕費負担金のみ残すようなことはすべきではない。直轄事業負担金問題は、制度そのものに対する批判に加え、請求内容など運用に対する不審の高まりが背景にある。したがって、地方自治体が運用に不審を持つような制度改正は厳に慎むべきである。

また、流水占用料等は、現行の河川法制定時において総理裁定を経て都道府県の帰属とされた使途の制限のない地方自治体の重要な自主財源である。実態としても、都道府県は、維持管理費負担金だけでなく、建設費負担金に加え一級河川の都道府県管理区間の管理費用を負担するほか、森林保全等水源涵養に係る費用などを負担している。したがって、維持管理費負担金の廃止と絡めて、流水占用料等の帰属を議論すべきではない。

建設費負担金については、速やかに工程表を作成の上、前に述べた直轄事業の範囲の縮小などと並行して取り組み、遅くとも平成25年度当初

*1 「強制された乗客」=forced rider

予算までには全廃すべきである。その際には、社会資本整備が遅れている地域に配慮する必要がある。

また、直轄事業負担金制度を廃止した場合における直轄事業に対する地方自治体の意見の反映については、地方自治体の意見を十分に聞きつつ検討すべきである。

5 地域主権の範としての子ども手当等

若年層に対する福祉施策の充実の観点から、現在、政府が検討している「子ども手当」や「高校の実質無償化」等の実施に当たっては、地域主権の実現の観点からも試金石となるものであり、将来に禍根を残さないためにも、目指すべき地域主権の範たるものとなるよう制度設計を行うべきである。

これらの施策は、国の政策として打ち出されたものであり、行政責任明確化の観点からは国が責任を負うべきものである。また、これらは地方自治体に裁量の余地のない画一的な現金給付であり、現金給付は中央政府が責任を持ち、対人サービスの給付は地域の実情にあわせて住民に近いところで決定・実施するとの役割分担によるべきである。

こうした観点を踏まえ、地域主権を実現するための制度のあり方としては、子ども手当や高校の実質無償化については、全額国庫負担により実施し地方自治体の負担を求めらるべきではない。

なお、これらの施策の運営を地方自治体の実施することとなった場合、その円滑な実施が図られるよう、地方自治体に対し事前に当該制度の十分な説明を行うとともに、その実施のための準備期間についても十分に確保すべきである。

また、現金給付の拡充に伴い、地方自治体における対人サービスを低下させることは適当ではなく、これまで通り対人サービスも十分に供給されるよう、それに要する財源を確保する必要がある。

6 国庫補助負担金の廃止・縮減

国庫補助負担金については、事務事業の廃止、縮小を行うことを基本として地方自治体の自主性・自立性の強化を図る見地に立って、その廃止、縮減を図り、税源移譲をはじめ、地方自治体が自由に使える財源を

増やすことが重要である。その際には、国と地方の財政秩序を維持する観点から、単なる予算削減を目的とした国庫補助負担率の引き下げなど、国の財政負担を地方へ転嫁するようなことは厳に行わないようにすべきである。

先般の行政刷新会議ワーキンググループにおいては、「自治体の判断に任せる」、「地方移管」などの仕分けがなされた事業があり、地方自治体からは、地方自治体への負担転嫁などを不安視する声も出ている。

今後、予算編成に当たっては、十分に地方自治体とも協議をし、地方自治体に移管される事業等については、税源移譲など確実な財源措置を講ずるべきである。

また、特定疾患治療研究費補助金や幼稚園就園奨励費補助金等の国庫補助負担金等に係る地方自治体の超過負担については、その解消を図るべきである。

なお、地方自治体の自主的な行財政運営や行政の簡素効率化の観点から、国庫補助負担金に係る申請書類や事務手続きの簡素合理化を積極的に進めるとともに、交付決定及び資金交付を遅延することなく適正に行うべきである。

7 一括交付金化に向けた検討の視点

現在よりも地方自治体の自主性を強化し、自由度を拡大する改革として、国庫補助負担金を改め、基本的に地方自治体が自由に使える「一括交付金」の創設が検討されている。

この一括交付金の制度設計に当たっては、まずは、現行の補助金所管省庁の関与が残らないようにすべきである。また、地方自治体の意見も踏まえながら、地方自治体が必要とする事業の執行に支障が生じないように、必要な総額を確保する必要がある。

さらに、その交付基準は、基本的に客観指標によるべきであるが、その策定に際しては、地域間の格差是正の観点から財政力、社会資本整備の状況等を考慮するとともに、継続事業の執行に支障が生じないように配慮すべきである。

なお、社会保障など義務的な性格のものについては、その必要額を確実に確保すべきである。

8 公債費負担の軽減と地方債資金の確保

極めて厳しい地方財政の状況の下、地方自治体等の強い要望を踏まえ、公的資金の補償金免除繰上償還により、引き続き高金利地方債の公債費負担の軽減に取り組む必要がある。

地方債資金については、地方自治体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるよう、一般市町村を中心に、所要の公的資金を確保すべきである。

同時に、資金調達には自らの権限と責任において行うべきであるという観点から、都道府県及び政令指定都市においては全国型市場公募地方債等による市場からの資金調達を一層推進するとともに、一般市町村においても住民参加型市場公募地方債の活用などにより、民間資金調達を充実することも求められる。

併せて、住民及び市場関係者の一層の理解が得られるよう、地方債に関する制度や商品性について、積極的にIR活動等により情報提供を行う必要がある。

公営競技納付金制度は、地方公共団体金融機構の重要な財務基盤であり、全国的なレベルでの公営競技収益金の均てん化措置として、重要かつ有効な手段であることにかんがみ、平成23年度以降においてもその延長を図るべきである。

第四 「緑の分権改革」の推進等による自立する地域のサポート

1 「緑の分権改革」の推進

地域主権型社会を確立するためには、行財政制度のみならず、個々人の生活や地域の経済等における地域主権をも目指すべきである。

こうした観点に立てば、個々人の生活や地域経済における基本問題であるエネルギーや食料の供給構造も考慮した、地域主権型社会を確立していかなければならない。

「緑の分権改革」とは、それぞれの地域で様々な主体が協働・連携して、豊かな自然環境、地域において生産される食料、再生可能なクリーンエネルギー、歴史文化資産等の地域資源や域内での資金循環等を最大限活用し、地域の活性化、絆の再生を図ることにより、「地域から人材、

資金が流出する中央集権型の社会構造」を「地域の自給力と富を生み出す力を高める地域主権型社会」へと転換することである。

こうした「緑の分権改革」を、地域主権改革の重要な柱として位置づける必要がある。

2 定住自立圏構想の推進

住民の生活実態やニーズに応じて、基礎自治体が自主的な協定を締結し、相互に役割分担して連携する「定住自立圏構想」を推進することにより、圏域全体で生活に必要な機能を確保して、地域住民の生命と暮らしを守ることが必要である。平成21年11月末時点では、36市が中心市宣言を行い、61市町村により12の定住自立圏が形成されており、全国の定住自立圏の取組状況を踏まえ、引き続き定住自立圏の取組に対する財政措置を講じるべきである。

3 切れ目のない過疎対策の推進

過疎地域自立促進特別措置法は、本年度末で失効するが、過疎地域においては、著しい人口減少と高齢化の進展、農林水産業の衰退、将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、様々な困難に直面している。

こうした過疎地域の厳しい状況を踏まえれば、農林漁業の立て直し、産業の育成、医療をはじめとする暮らしの安心の確保などを図り、過疎地域が自立的・持続的な地域経営を行えるようにしなければならない。このため、それぞれの地域がその個性や資源を十分いかしながら、地域の活性化に向けた施策を積極的に展開できるよう、「コンクリートから人へ」という考え方も取り入れたソフト対策の充実も含め、立法措置に基づく切れ目のない過疎対策を講じていくことが必要である。

4 自主的市町村合併の円滑化

平成11年度以来、地方分権の担い手にふさわしい行財政基盤を有する基礎自治体を確立すること等を目的として、全国的に市町村合併が推進

され、その結果、平成11年3月31日に3,232あった市町村数は1,742^{*1}となり、全体として、市町村合併は相当程度進展している。

一方で、全国的な市町村合併推進運動は、開始後10年が経過し、従来と同様の手法を続けていくことには限界があると考えられることから、市町村の合併の特例等に関する法律の期限である平成22年3月末までで一区切りとすることが適当である。

しかしながら、今後の地域主権改革の進展や少子高齢化等の課題を踏まえれば、市町村の行財政基盤の強化は引き続き必要であり、その手法として自ら合併を選択する市町村に対して合併を円滑にする措置を引き続き実施するため、財政措置も含めた制度の整備を行うべきである。

併せて、これまでに合併した市町村に対し、市町村合併支援プラン等で示された財政措置を確実に行うべきである。

5 財政健全化法に基づく財政規律の確保

平成19年6月に制定された地方公共団体財政健全化法が、平成21年度から財政健全化計画及び財政再生計画の策定の義務づけ等の規定も含め、本格的に施行された。

財政指標が基準以上となった団体にあっては、議会の議決を経た財政健全化計画等に基づいて、財政の健全化に向けた取組を着実に実施する必要がある。

また、地方公共団体財政健全化法は、全ての地方自治体を対象として財政の健全化を図ることを目的としており、基準未満の地方自治体においても、法の趣旨を十分理解の上、不断に財政健全化に取り組まなければならない。

そのためには、各地方自治体において、財政指標の単純な評価のみではなく、行政改革の進捗状況、財政構造の弾力性及び将来にわたる財政負担の見込み等を把握し、総合的に財政状況を評価することが必要である。

財政指標の公表の際には、住民や議会への説明責任の観点から、財政指標の分析、他団体との比較等を行った上で、住民に対してわかりやすく説明すべきである。また、財政健全化計画等及びその実施状況の公表

*1 平成22年3月31日見込み

等は、住民自治による財政の健全化を推進する上で必要なものであり、基本方針や具体的方策について分かりやすく公表するよう努める必要がある。

6 公共サービス基本法の精神に則った適切な公共サービスの提供

公共サービス基本法が本年7月1日に施行され、公共サービスの実施並びに公共サービスに関する施策の策定及び実施は、国民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにすることを基本として行わなければならないとの基本理念が定められたところである。

各地方自治体においては、公共サービス基本法の基本理念に則り、以下の事項に留意しつつ、安全かつ良質な公共サービスが、確実、効率的かつ適正に実施されるよう努めることが重要である。

(1) 公共サービスの効率的な実施

国・地方を通じる厳しい財政状況の中において、真に住民生活に必要な施策・課題等については重点的に対応しつつ、簡素で効率的な行政を実現するため、不断に行政改革に取り組むことが求められている。

これまで地方自治体は、集中改革プランに基づく行政改革の取組を懸命に進め、大幅な定員純減に取り組んでいる^{*1}。また、給与についても、地域の民間企業の給与水準の反映、技能労務職員の給与等の見直し、情報開示の徹底等に取り組んでいる^{*2}。

しかしながら、行政改革については、住民から強い関心が寄せられているところであり、国民の理解や信頼のもとに地方一体となって地域主権の確立や税制の抜本改革を推進していくためにも、各地方自治体においては、地域の実情を踏まえつつ、引き続き自主的に

*1 平成17年4月1日から平成22年4月1日までの5年間の数値目標は、地方全体で▲6.4%（国は▲5.7%）となっており、すでに平成21年4月1日までの純減実績は、▲6.2%となっている。

*2 例えば、給与水準は、平成16年から5年連続で国の水準を下回っている（平成20年4月1日現在のラスパイレス指数98.7。）。

行政改革に取り組んでいかなければならない。

こうした地方自治体の取組を支援するため、総務省においては、集中改革プラン等による取組の成果の検証等を踏まえ、今後の各地方自治体の行政改革の推進のため適切な情報提供を行っていく必要がある。

また、地方自治体の定員に関わる必置規制や職員配置基準などの制度・施策について政府全体として積極的な見直しを行うとともに、地方自治体の行政改革に支障を来すような施策を厳に抑制することが不可欠である。

(2) 住民への適切な情報提供のための地方公会計の整備

地方自治体の公会計については、2つの公会計モデルを活用し、全ての地方自治体において、連結財務書類4表が早期に整備されるように、その取組を更に一層促進しなければならない。また、財務書類を住民へ提示するに当たっては、必要な説明や分析を加えた分かりやすい公表に配慮することが重要である。

(3) 地方公営企業、地方公社及び第三セクターの抜本改革

地方公営企業、地方公社及び第三セクターについては、地方公共団体財政健全化法の施行及び第三セクター等改革推進債の創設等を踏まえ、存廃を含めた抜本改革に集中的に取り組む、一層の経営健全化、将来的な財政負担の明確化及びその計画的な削減に努めるべきである。

また、公営企業の抜本的な改革や資本費負担の軽減等を通じた経営基盤の強化等の課題に対応するため、所要の地方財政措置を講じるべきである。特に、病院事業については、「公立病院改革ガイドライン」を踏まえて策定された「改革プラン」に基づく公立病院改革を推進するとともに、地域医療確保の観点から、公立病院に関する財政措置の充実を図る必要がある。

(4) 地方公営企業の会計制度等の改革

地方公営企業会計制度等については、地方分権改革とも結びついたこれまでの議論を踏まえ、所要の法令改正を検討すべきである。また、新たな会計制度の円滑な導入等に向けて、所要の地方財政措置を講じるべきである。

(5) 新しい公共サービスの担い手の育成

近年、少子高齢化の進展や男女共同参画社会の形成に伴い、従来家族や共同体が担ってきたものが公共サービスなどに変わることにより公共の守備範囲が拡大している。その一方で、住民のニーズが多様化・高度化し、行政のみがこれに対応していくことは質的にも量的にも限界にきている。

このような中で、行政と住民の役割分担を再検討し、地域コミュニティやNPO、その他の住民団体等の多様な主体による公共サービスの提供を実現していくために、これらを総合的、包括的にマネジメントする組織としての「地域協働体」の構築や、新しい公共サービスの担い手となる人材の育成を推進する必要がある。

第五 おわりに ～地域主権の確立に向けて～

1 地域主権を確立するための基本法の制定

地域主権改革は、地域間の格差を拡大させるものであってはならず、地域が個性を発揮することにより活気に満ちた地域社会をつくり出すものでなければならない。そのために、地方税を中心としつつ、一層強化した財政調整制度を備えた地域主権型地方財政の確立が必要であることを述べてきた。

今後、地域主権の確立に向けた推進力とするために、地域主権の基本原則を基本法という形で示すことが必要ではないかと考える。

そして、この基本原則に則り、国の責務と地方の責務を踏まえた、地方における積極的な施策展開、「自立と創造」による地方独自の施策展開がなされることを期待する。

2 地域主権の理念に照らした政策判断の必要性

地域主権社会においては、国の政策変更を一方向的に地方に押しつけることは不適當である。国の政策の変更に当たっては、地方への配慮が必要であり、積極的に国と地方の協議の場で議論するなど、その適切な運用が必要である。

その際、地方に事務・事業の執行や財政支出を求めようとする場合においては、地域主権の原則に照らし、適切に政策判断を行うべきである。

以上、本意見が真の地域主権社会の実現に資するものとなるよう願い、結びに代えたい。